(一般社団法人監査懇話会様 6月監査セミナー資料)

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

監査等委員会設置会社への移行の是非と移行後の監査・監督のポイント ~なぜ移行するのか、監査等委員は監査役と何が異なるのか~

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 塚本 英巨

平成29年6月5日

目次

| 第1 | はじめに | Р3 |
|----|--------------------|-----|
| 第2 | 監査等委員会設置会社の概要 | P6 |
| 第3 | 監査等委員会による「監査」のポイント | P15 |
| 第4 | 監査等委員会による「監督」のポイント | P23 |

第1 はじめに

監査等委員会設置会社への移行状況

■ 東京証券取引所上場会社では3,533社中**720社(約20.4%)**が監査等委員会設置会社 (平成29年5月28日時点)

| | 社数 | 監査役会 設置会社 | 監査等委員会 設置会社 | 指名委員会等 設置会社 |
|---------------------------------------|-------|--------------|----------------|----------------|
| 市場第一部 | 2,015 | 1,561 | 393 | 61 |
| רום כ <i>ול נשק</i> נוי | 2,013 | 77.5% | 19.5% | 3.0% |
| 市場第二部 | 527 | 385 | 140 | 2 |
| | 327 | 73.1% | 26.6% | 0.4% |
| マザーズ | 238 | 201 | 34 | 3 |
| \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 230 | 84.5% | 14.3% | 1.3% |
| JASDAQ | 753 | 596 | 153 | 4 |
| JASDAQ | 755 | 79.2% | 20.3% | 0.5% |
| 合計 | 3,533 | 2,743 | 720 | 70 |
| | 3,333 | 77.6% | 20.4% | 2.0% |

上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する現状

■ 東京証券取引所上場会社における(独立)社外取締役の選任状況(平成28年7月14日時点)

| | 社数 | 社外取締役 | | 独立社外取締役 | | | |
|-------|--------------|-------|-------|---------|------|-------|--------|
| | | ゼロ | 1名 | 2名以上 | ゼロ | 1名 | 2名以上 |
| 市場第一部 | 1,966社 | 23社 | 273社 | 1,670社 | 57社 | 343社 | 1,566社 |
| | | 1.2% | 13.9% | 84.9% | 2.9% | 17.4% | 79.7% |
| 市場第二部 | 二部 536社 | 10社 | 157社 | 369社 | 47社 | 189社 | 300社 |
| | う 30社 | 1.9% | 29.3% | 68.8% | 8.8% | 35.3% | 56.0% |

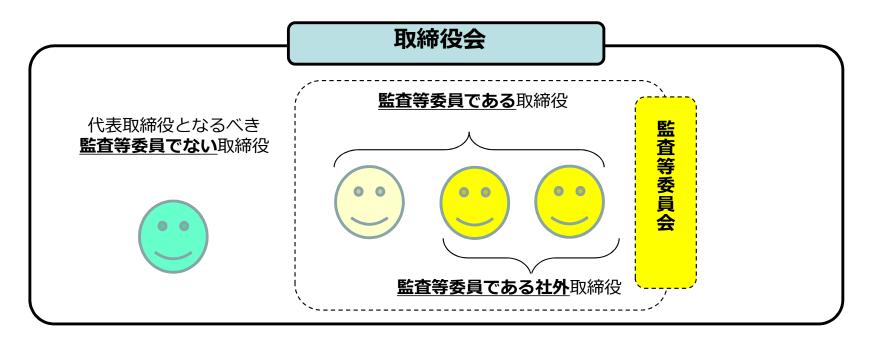
(東京証券取引所の平成28年7月27日付け「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況<確報>」 5頁参照)

- 任意の指名・報酬諮問委員会を置く東京証券取引所上場会社:667社(平成29年5月 28日時点)。うち監査役会設置会社536社(2,743社の約19.5%)、監査等委員会設 置会社131社(720社の約18.2%)
 - ※ 監査等委員会設置会社において、任意の指名・報酬委員会の設置が望ましいのか?

第2 監査等委員会設置会社の概要

監査等委員会設置会社とは?

- 3名以上の取締役から成り、かつ、その過半数を社外取締役とする監査等委員会が、 監査を行うとともに、監査等委員会のメンバー以外の取締役候補者の指名及び当該 取締役の報酬について、株主総会における意見陳述権を有し(法399条の2第3項 3号、342条の2第4項、361条6項)、監督機能をも担う株式会社
 - **⇒ 業務執行者に対する監督機能の強化を目的として創設された制度**



監査等委員会設置会社の基本的な仕組み

- ① 必置の機関は、株主総会、取締役会、代表取締役、監査等委員会、会計監査人
 - ⇒ 株主総会及び会計監査人以外は、取締役から成る機関で構成
- ② 監査役の独立性確保の仕組みを参考に、監査等委員である取締役の独立性を確保
 - ・ 監査等委員である取締役は、株主総会において、それ以外の取締役と区別して選任(法329条2項) = 「監査等委員である取締役」として選任された者しか監査等委員となることができない。
 - ・ 監査等委員である取締役の報酬も、それ以外の取締役の報酬と区別して決定(法361条2項)。監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定(同条3項)。
 - ・ 監査等委員である取締役の任期は2年、それ以外の取締役の任期は1年(法332条1項・3項・4項)
 - ・ 監査等委員である取締役の解任は、株主総会の特別決議(法344条の2第3項、309条2項7号)
- ③ 定款の定めを設けることにより、取締役会の決議によって、指名委員会等設置会社と同程度に大幅に、重要な業務執行の決定を(代表)取締役に委任することが可能 (法399条の13第6項)
 - ⇒ 業務執行の決定の迅速性及び業務執行の機動性が向上

監査等委員会の職務(法399条の2第3項)

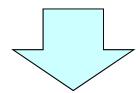
- ① 監査(業務執行の適法性の確保)に関する職務
 - (i) 取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成(1号)
 - ⇒ 内部統制システムを利用した組織的な監査を行うことが想定されており、 個々の監査等委員は、独任の監査機関とされていない
 - ⇒ 報告徴収・業務財産調査権は、監査等委員会が選定する監査等委員が行使(法 399条の3)。**常勤の監査等委員の選定義務もない**
 - (ii) 会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容の決定(2号)
- ② 監督(業務執行の効率性の確保)に関する職務(3号)
 - 監査等委員でない取締役の人事(その候補者の指名及び報酬)についての意見を 決定
 - ⇒ 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、当該意見を述べる ことができる(法342条の2第4項、361条6項)

(参考) 監査等委員会の権限

| 佐阳の内容 | 権限の行使者 | | | |
|---|-----------------|---|--|--|
| 権限の内容 | 監査役 | 監査等委員会 | | |
| 報告徴収・業務財産調査権 | 個々の監査役(381 Ⅱ・Ⅲ) | 選定監査等委員(399の3 I・II) なお、選定監査等委員は、当該報告徴収・ 業務財産調査に関する事項についての監査 等委員会の決議があるときは、これに従う 必要がある(399の3IV)。 | | |
| 取締役の不正行為、法令・定款違反 等についての取締役会への報告 | 個々の監査役(382) | 個々の監査等委員(399の4) | | |
| 株主総会に提出される議案等の調 査・報告義務 | 個々の監査役(384) | 個々の監査等委員(報告義務のみ) (399 の5) | | |
| 取締役の法令・定款違反行為の差止 請求権 | 個々の監査役(385 I) | 個々の監査等委員(399の6 I) | | |
| 会社と取締役との間の訴えにおける 会社の代表 | 個々の監査役(386 I) | 選定監査等委員(監査等委員が訴訟の当事者である場合を除く。) (399の7 I) | | |
| 取締役が会社に著しい損害を及ぼす おそれを発見したときにおける報告 の対象 | 監査役会(357Ⅱ・I) | 監査等委員会(357Ⅲ・I) | | |
| 会計監査人が取締役の不正行為、法 令・定款違反等を発見したときにお ける報告の対象 | 監査役会(397Ⅲ・I) | 監査等委員会(397IV・I) | | |
| 会計監査人に対する報告徴収権 | 個々の監査役(397Ⅱ) | 選定監査等委員(397Ⅳ・Ⅱ) | | |

なぜ新たな機関設計が創設されたのか?

- 業務執行者の監督機関でもある取締役会は、伝統的には内部昇進者を中心に構成
 - ⇒ 海外の投資家を中心に、業務執行者から独立した立場にある社外取締役による監督が行われるべきであるとの指摘
- 他方で、監査役会設置会社には、少なくとも2名の社外監査役が置かれている
 - **⇒ 社外監査役に加えて社外取締役を置くことには、重複感・負担感があるとの指摘**
 - cf. 法制審議会において会社法の改正について議論が開始された平成22年当時、東京証券取引 所市場第一部上場会社のうち社外取締役を導入していた会社は、48.5%
- また、社外取締役の監督機能に期待する機関設計である指名委員会等設置会社は、 ほとんど利用されていない現実
 - ← 指名委員会及び報酬委員会を必ず置かなければならないことへの抵抗感



社外取締役の機能を活用し、監督機能を強化するため、新たな機関設計を設ける必要性

そもそも「監督」とは?

① 評価目標の設定

経営戦略・経営計画・経営目標について、業務執行者がその原案を策定し、取締役会において、業務執行者にその説明を求め、その妥当性をチェックした上で、最終決定する

② 業績の評価

取締役会において、四半期・通期等の業績・成果について、業務執行者にその説明を求め、経営戦略等に従って業務執行者がパフォーマンスを上げているかという業績の評価を行う ____

③ 業務執行者の人事への反映

取締役会において、業務執行者の人事(業務執行者の候補者の指名及び業務執行者の報酬)について、業績評価の結果を反映した上で決定する

⇒ 監査等委員会設置会社では、当該人事の決定は取締役会が行い、監査等委員会は それに対する意見陳述権を有する

なぜ監査等委員会設置会社への移行が進んでいるのか?

① 社外取締役の導入が容易

監査等委員会設置会社では社外取締役を必ず2名置かなければならず、かつ、それで足りる

- ⇒ 役員構成のスリム化も可能
- ※ (社外) 監査役からの「横滑り」による監査等委員である(社外) 取締役の就任 に対する批判について、どのように考えるべきか?
- **② 取締役会の決議事項を絞りたいというニーズへの対応が可能**

社外取締役の導入に伴い、取締役会では、経営戦略といったより重要な事項に関する審議に多くの時間を掛けたいというニーズが生じている

⇒ 監査等委員会設置会社では、定款の定めがあれば、取締役会の決議により、重要 な業務執行の決定を取締役に委任することができる

監査等委員(会)は、監査役と何が異なるのか

① 最大の違いは、取締役会の決議における議決権を有すること

⇒ 監査等委員である取締役の職務は、監査役の職務(取締役の職務の執行の監査) と異なることになり、一般論として、監査等委員である取締役の責任は、監査役 の責任よりも重いと解される

② 監督に関する特別な職務を担うこと

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の候補者の指名及びその報酬についての 意見を決定する職務を負っている(法399条の2第3項3号)

⇒ この点において、監査等委員会の役割・職務は、監査役の役割・職務と大きく異なる

第3 監査等委員会による「監査」のポイント

監査等委員会による「期中」監査

- 監査等委員会による監査は、内部統制システムを利用した組織的な監査が想定される
 - 内部統制システムが適切に構築され、運用されているかをチェックし、内部監査 部門から報告を受け、必要に応じ、内部監査部門に対し指示を出すことにより行 われる
 - **⇒ 監査等委員会と内部監査部門との関係・連携体制をいかに構築するかが重要**
- もっとも、監査等委員が往査を行うなど、監査等委員会も、監査役による監査 (「実査」)と実質的に同じ監査をすることも可能

監査のあり方をめぐる実務上の悩み①:常勤監査等委員

■ 常勤の監査等委員を置くか?

= 監査等委員会設置会社では、常勤の監査等委員を選定することが義務付けられて おらず、これを選定するか否かは、監査等委員会の任意の判断に委ねられている

✓ 全683社における有無

| 常勤有り | 常勤無し | |
|-------------|-------------|--|
| 578社(84.6%) | 105社(15.4%) | |

(いずれも2016年9月1日時点。出典:塚本英巨「監査等委員会設置会社の概要とガバナンス体制の状況-移行会社688社の分析-」資料版商事法務」390号(2016年)。以下「移行会社分析」)

✓ 常勤の監査等委員を置いている578社におけるその人数

| 1名 | 2名 | 3名 | 4名 |
|------|-----|-----|-----|
| 519社 | 54社 | 4 社 | 1 社 |

✓ 常勤の監査等委員を選定することに関する定款の定めのある会社は330社

| 選定することが 「できる」旨の規定 | 選定「する」旨の規定 |
|----------------------|------------|
| 303社 | 27社 |

監査のあり方をめぐる実務上の悩み②:委員長、スタッフ

■ 委員長は、社内取締役と社外取締役のいずれか?

| 社内取締役 | 社外取締役 | 委員長無し |
|-------------|-------------|-----------|
| 421社(61.6%) | 228社(33.4%) | 34社(5.0%) |

- 監査等委員会スタッフ(委員会の職務を補助する取締役・使用人)を置くか?
 - ✓ 全683社における有無

| スタッフ有り | スタッフ無し |
|-------------|-------------|
| 380社(55.6%) | 303社(44.4%) |

✓ 常勤の監査等委員を置いていない105社における有無

| スタッフ有り | スタッフ無し |
|------------|------------|
| 73社(69.5%) | 32社(30.5%) |

✓ 常勤の監査等委員を置いている578社における有無

| スタッフ有り | スタッフ無し |
|-------------|-------------|
| 307社(53.1%) | 271社(46.9%) |

(いずれも2016年9月1日時点 出典は「移行会社分析」)

監査等委員会の体制のパターン

- ① 常勤の監査等委員有り、監査等委員会スタッフ無し(旧来の監査役会設置会社型)
- ② 常勤の監査等委員有り、監査等委員会スタッフ有り
- ③ 常勤の監査等委員無し、監査等委員会スタッフ有り(移行後のみ可能)
- ④ 常勤の監査等委員無し、監査等委員会スタッフ無し(移行後のみ可能)

※ 監査等委員が全員社外取締役であるかどうかなど、パターンはさらに分かれ得る

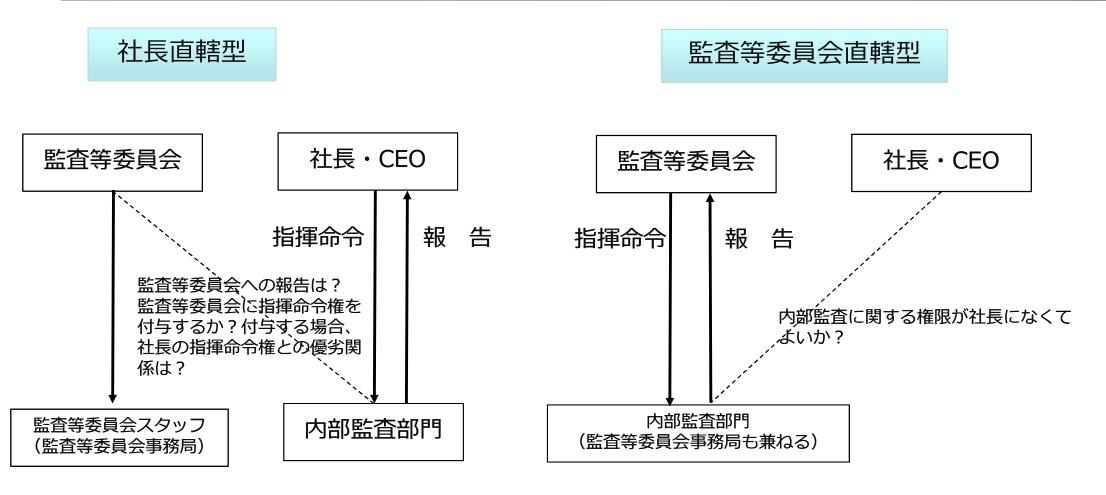
監査のあり方をめぐる実務上の悩み③:内部監査部門との関係

- 内部監査部門の会社組織上の位置付けをどのようにするか?
 - ① 社長直轄型の内部監査部門(移行会社のほとんどが採用)
 - ② 監査等委員会直轄型の内部監査部門(22社(2016年9月1日時点))
 - ③ 社長と監査等委員会のそれぞれの下に内部監査部門を設ける
 - ⇒ これらのうちどれを選択するかについては、監査のあり方=内部統制システムの 利用を中心とした監査を行うかどうかという点も影響

監査のあり方をめぐる実務上の悩み③:内部監査部門との関係

- ① 社長直轄型の場合における監査等委員会と内部監査部門との関係のあり方 例えば、以下の点についてどのように関係を構築するか
 - ✓ 内部監査計画の策定に対する監査等委員会の関与
 - ✓ 内部監査部門の監査等委員会に対する報告
 - ✓ 監査等委員会の内部監査部門に対する指揮命令権
 - ✓ 内部監査部門スタッフの人事に対する監査等委員会の関与
- ② 監査等委員会直轄型の場合は、監査等委員会が内部監査部門に対して指揮命令権を 有する ⇒ 執行側(社長)と内部監査部門との関係をどのようにするか?
- ③ **社長と監査等委員会のそれぞれの下に内部監査部門を設ける場合**は、監査手続の重 複感、負担感が大きい点に留意する必要がある

監査のあり方をめぐる実務上の悩み③:内部監査部門との関係



■ いずれの場合も、監査等委員会が内部監査部門に対して指揮命令権を有することは、 「業務執行」に当たらないか?

第4 監査等委員会による「監督」のポイント

監査等委員会の「監督」に関する職務とは?

- 監査等委員でない取締役の人事に関する監査等委員会の意見陳述権 監査等委員会は、以下の事項について監査等委員会の意見を決定することを職務と し、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、当該意見を述べる ことができる(法399条の2第3項3号、342条の2第4項、361条6項)
 - ✓ 監査等委員でない取締役の選任(候補者の指名)・解任・辞任
 - ✓ 監査等委員でない取締役の報酬
- **⇒ 監査等委員会は、監査機能だけでなく、監督機能も担う**
- 意見陳述権の趣旨
 - ✓ 業務執行者に対する監督機能の強化
 - ✓ 株主が、監査等委員でない取締役の選任議案や報酬議案について、株主総会において議決権を行使するに当たっての情報を提供

どのような意見が考えられるか?

① 現経営陣に対し肯定的な意見

(例) "当該候補者は、当社の業績向上に貢献しており、当社の取締役としての適格性を有している"

"当社の業績は、○期連続で増益であり、増益に対する監査等委員でない取締役の貢献度に鑑みると、今般の取締役報酬改定(増額)議案は、相当である"

② 現経営陣に対し否定的な意見

(例) "当該候補者は、当社の業績に対する貢献度に鑑みると、当社の取締役として の適格性に欠ける"

"当社の業績が低迷している中、第○期定時株主総会で設定した監査等委員でない取締役報酬枠○億円は、不相当に高い"

どのような意見が考えられるか?

③ 「特段の意見なし」

- ⇒ 株主総会において監査等委員会の意見を述べないということは認められるか?
 - ✓ 監査等委員会が意見を決定することは、監査等委員会の「職務」の一つとして 掲げられている
 - ✓ 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、意見を「述べることができる」と定められているが、意見陳述権は、単なる「権利」ではなく「権限」
 - ⇒ 行使のみならず、不行使についても責任を問われ得る
 - ✓ そもそも、「意見なし」という結論があり得るか?

監査等委員会の意見の開示義務

- 監査等委員でない取締役の選任・解任・報酬に関する議案が株主総会に上程される場合であり、かつ、これらの事項について監査等委員会の意見があるとき
 - ⇒ これらの議案に係る株主総会参考書類に、当該意見の内容の概要を**記載しなけれ** ばならない(施規74条1項3号、78条3号、82条1項5号)

記載例:「当会社の監査等委員会は、当会社の企業価値向上の観点から、各候補者を 取締役に選任することが適切であるとの意見を有しています。」

- 監査等委員でない取締役の選任・解任・辞任・報酬について株主総会において述べられた監査等委員会の意見があるとき
 - ⇒ 株主総会議事録に、当該意見の内容の概要を記載しなければならない(施規72条 3項3号ハ・ト)

監査等委員会の意見の開示状況①

■ 監査等委員でない取締役の選任について(全178社)

| 各候補者は適切・適任・相当・妥当である、企業価値の向上に資する旨 の監査等委員会の意見を記載 | 43社 |
|--|-----|
| 監査等委員会に異議・異論がない旨を記載 | 7社 |
| 監査等委員会において特段指摘すべき事項がない旨を記載 | 11社 |
| 監査等委員会の意見がない旨を記載 | 37社 |
| 監査等委員会の意見の記載無し | 76社 |
| その他(監査等委員会において審議を受けた上で決定した旨、監査等委 員会の同意を得ている旨等を記載) | 4社 |

(出典:塚本英巨「人事に関する監査等委員会の意見陳述権の意義とその行使状況」月刊監査役658号(平成28年))

監査等委員会の意見の開示状況②

■ 監査等委員でない取締役の報酬について(全178社)

| 報酬議案を上程していないが、監査等 委員でない取締役の報酬についての監 査等委員会の意見を記載 | <u>6社</u> | |
|---|--|------|
| (内訳) | 報酬は相当・妥当である旨の監査等委員会の意見を記載 | 3社 |
| | 監査等委員会において特段指摘すべき事項がない旨を記載 | 2社 |
| | 監査等委員会に異論無し、ただし、今後の報酬体系につい て、監査等委員会から提案があった旨を記載 | 1社 |
| 報酬議案を上程しており、当該議案に ついての監査等委員会の意見を記載 | <u>15社</u> | |
| (内訳) | 相当・妥当である、適切に設定されている旨の監査等委員 会の意見を記載 | 4社 |
| | 監査等委員会の意見がない旨を記載 | 9社 |
| | 監査等委員会において特段指摘すべき事項がない旨を記載 | 2社 |
| 監査等委員会の意見の記載無し | <u>157社</u> | |
| (内訳) | 報酬議案の上程無し | 127社 |
| | 報酬議案の上程有り | 30社 |

監査等委員会の意見の開示例①

- ユニチャーム
- 2. 監査等委員会の取締役の選任および報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。

当委員会は、指名委員会の意見および活動内容について説明を聞いたうえで、取締役候補者について、自社の企業理念や具体的な経営戦略、取り巻く環境等を踏まえ、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されているか否かについて慎重に検討を行いました。 その結果、社外取締役が委員の半数以上を占める指名委員会において、 独立取締役の選任基準の精緻化、 取締役と執行役員の役割・機能分担、 取締役候補者の業務経験等に関して多角的な意見が提出され活発な議論がなされ、 深い専門知識と豊富な経験を有し当社の経営理念・経営手法に造詣が深い者が指名されており、監査等委員も含めて取締役会全体を見たときに業務執行の決定を通じた企業価値の向上など取締役会に期待される役割を果たし得る人選がなされていることなどから、 本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断しました。

なお、当委員会は、報酬委員会の意見および活動内容について説明を聞いたうえで、代表取締役その他の業務執行取締役の報酬等についても、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するような適切なインセンティブ付けがなされているか、中長期的な業績と連動する報酬の割合が適切に設定されているか、現金報酬と自社株報酬が適切な割合で設定されているか、報酬の決定が公正かつ適切な手続を経ているか等の観点から慎重に検討を行いました。 その結果、 社外取締役が委員の半数以上を占める報酬委員会において、 会社の長期的な成長に向けたインセンティブのあり方、評価基準の明確化等に関して多角的な意見が提出され活発な議論がなされ、当社の業績が考慮された、役割と職責にふさわしい報酬水準が決定されたこと、現金報酬と自社株報酬が適切な割合で設定されていること、他社の役員報酬と比較しても妥当な水準となっていることなどから、 報酬等の内容は妥当であると判断しております。

監査等委員会の意見の開示例②

● ジャフコ

取締役の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

当委員会は、取締役会の監督と執行のあり方や今後の方向性、取締役候補者の業務執行状況等について代表取締役と意見交換を行ったうえで、取締役の選任について検討いたしました。その結果、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績等を踏まえ、本議案で提案されている者を候補者とすることに異論はないとの結論に至りました。

なお、監査等委員会からは、以下のとおり取締役の報酬等についての意見表明も受けております。 当委員会は、業務を執行する取締役の報酬等について代表取締役と意見交換し、議論を行いました。 その結果、報酬等の算出の公正性、その水準と取締役の役割・職責とのバランス、当社業績との連 動性等を勘案し、当委員会として**当該報酬等は相当であると判断**しております。

● フコク

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価 したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士

塚本 英巨 Hideo Tsukamoto

TEL 03-6888-5819 / FAX 03-6888-6819

E-mail: hideo.tsukamoto@amt-law.com

略歴

2003年3月 東京大学法学部(法学士)

2004年10月 最高裁判所司法研修所修了(57期)、弁護士登録、当事務所入所

2010年11月 法務省民事局勤務(平成26年改正会社法の企画・立案担当)

-2013年12月

2013年1月 当事務所パートナー就任

2014年4月- 東京大学法学部非常勤講師(「民法基礎演習」担当)

-2017年3月

2016年1月- 公益社団法人日本監査役協会 ケース・スタディ委員会 専門委員

第二東京弁護士会

最近の主な講演・セミナー

- ・「株式譲渡契約の基礎~法務デューディリジェンスとの関係と契約締結上の留意点~」(経営調査研究会主催セミナーにおいて講演)(2017年5月22日)
- ・「親会社による子会社管理の在り方と実務対応~ 平時及び有事における管理のポイント、不祥事事例から得られる教訓~」(プロネクサス主催セミナーにおいて講演) (2017年4月24日)
- ・「監査における組織体制やガバナンスと実務のあり方」(一般社団法人全国地方銀行協会第42回監査問題研究会において講演)(2017年4月13日)
- ・「取締役会の実効性確保と取締役会評価における留意点~2回目以降の評価手続のポイントも解説~」(経営調査研究会主催セミナーにおいて講演)(2017年4月11日)
- ・「任意の指名・報酬諮問委員会の運営実務と留意点」 (経営調査研究会主催セミナー において講演) (2016年12月14日)
- ・「各種法人と会社の機関設計」(東京司法書士会)(2016年7月21日)
- ・「監査等委員会の『監査』『監督』実務〜期末から株主総会にむけて」(公益社団法 人日本監査役協会)(2016年3月3日(東京)、同月9日(福岡)、同月25日(大阪)、 同月28日(名古屋))
- ・「債権管理のための平成26年改正会社法と民法・債権法改正の解説」(経営調査研究 会主催セミナーにおいて講演)(2015年9月3日)

主な取扱業務

- · M&A一般
- ・ コーポレートガバナンス
- ・ 企業間の紛争等についてのアドバイス・訴訟代理
- ・ 株主提案・委任状勧誘を含む株主総会対策等の会社法関連業務
- ・ インサイダー取引規制をはじめとする金融規制法関連業務

最近の主な著書・論文

〈著書〉

- ・『コーポレートガバナンス・コードのすべて』(商事法務 2017年5月)(共同執筆)
- ・『監査等委員会導入の実務』(商事法務 2015年3月)
- ・『改正会社法下における実務のポイント』(商事法務 2016年1月)(共同執筆)
- ・『監査等委員会設置会社移行会社の事例分析』(別冊商事法務No.399)(商事法務 2015年 11月)(共同執筆)
- ・『一問一答 平成26年改正会社法〔第2版〕』(商事法務 2015年8月)(共同執筆)

<論文>

- ・「【特集2】移行企業続出! 監査等委員会の運営実務 『委員会の開催・監査実務・決定権限 の委任実務』 | (「ビジネス法務 | Vol.17 No.1 2017年1月号)
- ・「監査等委員会設置会社の概要とガバナンス体制の状況 移行会社688社の分析 」(「資料版商事法務」 No.390 2016年9月号)
- ・「人事に関する監査等委員会の意見陳述権の意義とその行使状況」(「月刊監査役」 No.658 2016年9月号)
- ・「開示例からみる取締役会評価の進め方」(「ビジネス法務」 Vol.16 No.5 2016年5月号)
- ・「監査等委員会設置会社の監査体制」(「旬刊商事法務」 No.2099 2016年4月25日号)
- ・「『社外取締役を置くことが相当でない理由』の開示分析」(「企業会計」 Vol.68 No.2 2016年2月号)
- ・「CGコードと取締役会の実効性確保に向けた実務対応 I 独立社外取締役の活用と取締役会上程事項の見直し」(「旬刊商事法務」 No.2080 2015年10月5・15日合併号)
- ・「平成26年改正会社法と親会社取締役の子会社監督責任」(「旬刊商事法務」 No.2054 2014年12月25日号)

ご清聴ありがとうございました



ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂 K タワー (総合受付22階)

http://www.amt-law.com